

別紙 1

内灘町コミュニティバス運行業務（循環）仕様書

1. 業務名

内灘町コミュニティバス運行業務（循環）

2. 業務内容

(1) 運行業務

ア 運行形態は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく、一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期運行）とする。

イ 運行ルート・ダイヤ及び使用車両は、町が別に定める内灘町コミュニティバス運行計画書〔令和 5 年 4 月〕のとおりとする。

なお、本業務の運行ルートは、時計回りルート（仮称）、反時計回りルート（仮称）、八の字ルート（仮称）とする。

ウ 運行期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

エ 運転手は、受託事業者の責任において確保するものとする。

オ 使用する車両は、受託事業者の責任において確保するものとする。

カ 運送収入は、運賃及び回数券・定期券の売上金は、受託事業者の収入とする。

(2) 管理業務

ア 受託事業者は、委託業務に関する責任者を置くこと。

イ 受託事業者は、連絡体制を整備し、緊急時及び平常時の連絡、情報伝達に円滑に対応できるようにすること。

ウ 受託事業者は、道路運送法第 23 条に規定する運行管理者を選任すること。

エ 受託事業者は、道路運送車両法第 50 条に規定する整備管理者を選任すること。

オ 受託事業者は、バス停の管理を徹底し、破損等があった場合、速やかに対応するとともに、町へ報告すること。

カ 受託事業者は、乗客数を各路線・便・バス停毎に集計し、町に報告すること。

キ 受託事業者は、運送収入について、町立会いのもと週計表を作成し、これをもとに月額委託料の請求書に添付する月計表を作成すること。

(3) 運営業務

ア 受託事業者は、運行ルートやダイヤの他、受託業務に係る問い合わせや、

運行にあたって起こり得る諸問題に対し、誠意をもって対応すること。

イ 受託事業者は、運転手の研修を定期的実施し、サービスの向上に努め、利用促進を図ること。

ウ 受託事業者は、道路事情の変化に常に気を配り、路線変更を余儀なくされる際は、適正に対応すること。

エ 受託事業者は、事故等により第三者に対し損害を与えた際は、適正に対応すること。

オ 受託事業者は、積み残し、車両整備等に対応できるよう予備車両を確保すること。

3. 委託料に関する事項

(1) 委託契約料は、運行経費を基本額とし、月額とする。

(2) 町が毎月支払う委託料は、契約月額に当該一月における燃料費実費を加算、受託事業者の運送収入額を除算した金額とする。

(3) 受託事業者が国及び県のコミュニティバスの運行に係る補助金等を受け取ることに至ったときは、当該助成金の趣旨に鑑み、町に当該補助金相当額を支弁する。

4. 事故処理に関する事項

(1) 受託事業者は、対人・対物・搭乗者及び車両の事故について、一切の責任を負い、誠意をもって一切の処理を行うこと。

(2) 受託事業者は、保険請求に必要な書類等を用意し、保険の請求に必要な手続きの一切を行うこと。

(3) 受託事業者は、事故発生時における連絡体制、事故処理体制及び責任者を明確にすること。

(4) 受託事業者は、事故が発生した場合は、速やかに町へ報告すること。

(5) 受託事業者は、事故の発生等、業務遂行に障害が発生した場合には、関係機関への連絡や代替車両の手配等、速やかな対応を行うこと。

(6) 町と受託事業者は、故障等のやむを得ない事情で車両に支障が生じ、使用できない場合の対応に関して、別に定める覚書を締結するものとする。